

平成30年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年5月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

- 事務局 1 ページをお開きください。
議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。
別紙記入事件5件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
番号1番ですが、今説明ありましたように、議案第16号農地法第5条の関係がありますので、そちらと同時に行います。
続きまして、番号2番、〇の畑、〇〇さんの農地を〇〇さんに贈与したいという件です。
担当委員さん、報告お願いいたします。
- 1番委員 1番、榎渕武重です。
場所については、〇方面に向かって、〇とその道路の、その間に位置しているところですが、これは父の〇〇さんと息子さんの〇〇さんへの所有権の移転ということでございます。〇〇さんは野菜クラブをしておられて、ここにも書いてありますけれども、700aの耕作をなさっており、農業経営に意欲的でございます。上のほうはいいんですが、下側の〇のほうはちょっと土地が狭かったり、それから機械がなかなか入りづらいということでございまして、このところは、耕作にはちょっとできないのでというようなことがあります。上のほうのところはブロッコリーが植えてあって、育成しています。それは地目的には、本来あそこのところは水田なんです、畑で今は使用している、現況は畑になっております。ちゃんと作物は植わってございました。
以上です。皆さんの判断でお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま榎渕委員より報告いただきました。
この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。
なければ、許可としたいと思えます。よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可相当といたします。
続きまして、番号3番、〇の畑の〇の〇〇さん所有の農地ですね。〇の〇〇さんに贈与で所有権の移転という案件です。
担当委員さんの報告をお願いします。
- 1番委員 1番榎渕武重です。
5月2日だと思いましたが、現地を確認させていただいて、幾つか部分的に筆数があると思うんですが、全部確認させていただいて、地番で〇の〇と〇、これは墓地に入るところです。〇〇さん、それから〇〇さんの関係は、全くの他

人なのでございます。ところが、今言われた〇の〇と〇のところで、〇〇さんと〇〇さんに2分の1の持ち分があったので、ちょっと不思議に思ったんですよ。これはどういうことですかということで、相続でもらったのかどうかと聞いたら、全く他人なんですけれども、その奥には〇〇さんという方が持っているんですが、お墓なんです。お墓に行くのになくなっちゃうので、その前の先代のお父さん同士が地元で仲がよかったものですから、じゃ、お前に2分の1やって、2人で持っていようということで、なっていたらしいんです。それで、ここは2分の1の持ち分であって、そんなような関係とか、小さいときからお父さん同士が非常に親しかったということで今回の話があって、〇〇さんの子供さんが〇〇さんなんです。いただいた資料に、〇〇さんですが、〇〇さんに戻っていなかったものですから、その辺もちょっと聞いたんですけども、もう亡くなられて、〇〇さんが相続しているということだったらしいです。それで、〇〇さんになっているんですけども、そのような関係で、この〇さんがもう都会のほうに出ておられて、帰ってきて管理者になるとか、頼んだり、そういうのが非常に面倒くさいと。できれば関係をなくしたいということで、〇〇さんにご相談されたようです。〇〇さんも認定農業者を取得されている方で、そうすればうちで預かりますということなんです。ちょっと荒れているので、〇の〇と〇番は、これは畑にはできないが、ほかのところは木を切ったりして営農をしたいということ承知していただきました。そういうことでよろしいでしょうか。

議 長

ありがとうございます。

ちょっと複雑な話のようですが、〇〇さんが具体的にいうと、処分をしたいということでよろしいでしょうか。

1 番委員

ちょっといいですか。先ほど〇〇さんが認定農業者と資料の中に書いてあったので報告しましたが、間違いだったそうです。

事務局

事務局のほうで再度確認したいと思います。これ、本人が自筆で申請されたんですけども。確認させてもらいましたところ、認定農業者にはなっておりません。

1 番委員

いろいろ経営的なものを見せてもらったり、それから資料も見たんですけども、大豆をつくって梅林を持っておられるか、あと野菜とかその辺もつくっておられる。認定農業者をとれているかなとふと思って、本人に聞いたんですよ。でも俺のうちはおやじも百姓をやっていたからと言って。よく認定農業者をとっているなど、大したものじゃないかと言ったんですけどもね。私も不思議だと思ったんですよ、実は。

議 長

譲り受けて耕作をしたいという意味はあると。

1 番委員

はい、それだけは確認とっております。

議 長

ただいまの案件につき、質問、意見等ございましたら挙手願います。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ許可といたします。

続きまして、番号4番、〇の〇の畑、〇〇さん、〇の方の所有の土地を〇の〇〇さんに売買で所有権の移転の案件です。担当委員さんの報告をお願いします。

4番委員

4番高橋良一です。

5月2日に、聞き取り調査をいたしました。現地は〇の東側です。権利を取得しようとする者その世帯員が耕作するかというと、今現在、〇〇さんが耕作をしております。耕作の面積については、もうコンニャクを3町以上耕作しております。面積は十分確保してあります。周辺農地に支障を生じないかということは、名義が変わるだけで、何ら耕作の現状が変わるわけではございませんので、何ら変わることもなく、そのまま耕作を続ける意思を持っております。その他については、名義が変わるだけで何ら変わることがございませんので、大丈夫だと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま高橋委員より報告がありました。

所有権が移動するだけで、現状は耕作形態は変わらないという報告でした。ただいまの件について、質問、意見等ありましたら挙手の上発言願います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可と決めます。

続きまして、5番、〇の畑、〇の〇〇さん所有の農地ですね。〇の〇〇さんに売買の所有権移転の案件です。担当委員さんの報告をお願いいたします。

10番委員

10番高橋です。

5月4日に高宮委員と現地を見てきました。場所は、〇から〇に抜ける県道から〇地区から上がったところなんですけれども、そこがおとし〇の人が住んでいて、〇〇さんの土地を取得するので申請が出てきた土地で、〇〇さんが前イノシシを飼っていた場所を〇の人が買いました。その続きに〇〇さんの土地がまだあるわけなんですけれども、その農地を〇〇さんが買って畑をつくりたいということなんです。〇〇の息子さんがこの〇〇と友達というか知り合いで、〇〇がいろいろ耕すことが好きらしく、めぐりをきれいにしているんですけれども、その農地は畑というものの、もう山林化しています。これをだんだんに畑のようにしていきたいと言っていました。そういうことで、ゆくゆくは畑にしようというわけなんですけれども、とりあえず今の状況では山林化しているので、手を入れないとだめなので、だんだんにやるそうです。めぐりの農地は、大体耕作はしていないようなところなので、とりあえずは農地に支障を来すようなことはないようです。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

高橋委員から説明がありました。現状は耕作をされていなくて大変荒れた土

地なんです、少しずつ手を入れて、耕作するそうです。

ただいまの案件につき質問、意見等がありましたら、挙手の上発言願います。
いかがでしょうか。

4番委員

高橋です。
今イノシシは飼っているんですか。

10番委員

飼っていないです。
飼っているところを、みんな荒れていて、〇〇さんは〇でだんなさんは亡くなって、イノシシの小屋だけがおとし行ったとき現場にあったんですけども、それを〇の〇〇さんが買って、全部きれいになっていて、非常に整理されて、イノシシの小屋は薪が入って。めぐりもみんな手を入れて、非常にきれいです。だから、何かそういうことが好きらしくて、〇で会社をやっているんですけども、毎週来て、そういうことをやっている状況です。仲間と一緒にきてきて、トレッキングしたりとかそういうことをやっているようです。

4番委員

今イノシシ小屋は建っていないんですね。

10番委員

建っていないです。それを逃がしたので、今あそこら辺に。今、全然〇〇さんのうちは全部会社をたたんで、だんなさんが亡くなったので、そういう建物があっただけで、何もしていないと。イノシシのところは今回の案件では関係なく、それはおとしに〇〇が買って、そのめぐりに〇〇さんの土地はいっぱいあるんですけども。

議長

ほかにございますか。
(「異議なし」の声)
では、許可と決めます。
続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について。
事務局より説明お願いいたします。

事務局

11ページをお開きください。
議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。
別紙記入事件、2件。
次のページをお開きください。
◇(議案書・順次、朗読説明)

議長

ありがとうございます。
それでは、番号1番、〇の畑、営農型太陽光発電を行うということで〇〇の案件ですね。〇〇ですが、担当委員さんの報告を、先ほどの議案第15号の第3条の案件とあわせてお願いします。

1番委員

1番の榎渕でございます。
5月4日に現地の〇〇さんという〇〇の担当者の方とお会いして、この中に入れていただいて、見せていただきました。先ほど事務局から説明ありました

営農型ということでございまして、それで許可がおりているということですが、営農しているかどうかということがちょっと問題になって、この中で、当初はドクダミとか薬草とか、それからブルーベリーとか、そういうような作物が当初は上がっていたような気がするのですが、その辺のことも言ったんですが、何しろ表土を削った状態でやったものですから、そのときに粗土というのか何ていうのか、なかなか活着しなかったり、それから泥が流出するような状況もあって、当初は草が生えないので非常に困ったようなことをおっしゃっておられました。今は草も一生懸命生やしているし、それから土砂の流出を避けるために草も生やしているし、そういうような状況で、今そこに書いてあるように、3つの作物が植わっておられます。これをつくらないとやっぱり先ほど言われたように、報告義務がある、それから収量に関しても80%からの目標の数量がありますので、必死にやらないと、これを撤去という状況があるわけですから、今は必死になって、それから先ほども言われたように、県のほうにも技術的な面でサポートいただいて、営農指導をいただいているということでございます。

3条のほうはそういうことであれなんですけれども、5条のほう、先ほどもご説明したように、基礎部分でありますからもう既にでき上がっているわけでございます。それに関して、何か皆さんで近くのほうで地主さんとかそれから周りの方で何か不都合なことがあるかと聞いたら、今のところはないという、二、三の方にしかお話を伺いませんでしたが、その方たちが別に問題ないよという話をおっしゃっていたので、そっちのほうはいいかと思っております。

本来ですと、そういう報告義務、それから収益が上がっていないということで非常に難しい状況ではないかなと思っておりますが、栽培しているものが榊とかサンショウとか、それからブルーベリーで、ちょっと時間を要する、今回は猶予の期間をもって、これを、今後も作物の生育状況を注視しながら、猶予期間という格好でおわかりいただければありがたいと、私自身も思っております。

それから、今のことで、ちょっと報告的なことが確実になされているかどうか、事務局のほうで上げていただいて、また、検討課題にさせていただければと思っております。

以上です。

事務局

ここに農水省から来ている細かい報告だとか、そういった取り扱いについて書かれているんですけども、下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合というようなことが書かれています。収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況について報告しろというようなことが書かれております。

今回のケースは、先ほど榊委員から言われましたように、現地も一応管理されていると。ただ、収穫が未収穫というような状況で、ここに営農計画の一文が入るんですが、単収見込みについて弊社では樹木の地形が浅かったため、農業事務所普及指導課様よりご助言をいただきましたというところで、今回改めて果樹の育成を定植からまた7年、13年というふうに設定して、今、生育状況を木の養成という状況の段階にあるということも書かれています。

具体的に、いつから収穫ができるのかということでは、サンショウでいえば平成31年で、ブルーベリーでは平成35年というようなところを目標として、最低でも35年ぐらいからは単収80%に向けて今取り組んでいるというような状況は、県もそうですし、農業委員会としても把握はさせていた

だいているような状況でございます。

ですので、結論でいいますと、80%すら至っていないんですが、80%を目指して努力しているというような状況でございます。ですので、そこら辺を判断材料としていただきまして、審議いただければと思います。

以上です。

議長

説明いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上発言願います。

15番委員

15番、原澤です。今、営農のことについて話があったんですけども、例えば、もっと収穫のそういうこともないとも言えない。植えてからお金になるまで時間がかかる、例えば植えて20年たたないとものにならないものを植える場合もあるわけですね。そうした場合、上が20年で、下がなくなりました。でも上が能力終わりましたからもうできませんということは、畑じゃなくて、何もないところと同じようなことになるわけですね。これもそうですね。お金にならないでってお金になっていない。80%を目指しているだけであって。20年たって収穫できますよというものをつくったほうが早い。20年間、これは空家ですと言ってもしかたない。それも実際可能ですよね。その辺はどうなんでしょうか。

事務局

そうですね。これはまた別でQ&Aという形のところがあるんですが、基本的な考え方とすると、下部の農地に栽培する農作物の制限というのは、国では制限は設けていないということでございます。ですので、今言われたように、20年たたないと収穫できないものがもしあるとすれば、それを選んだとしてもその制限というのはこの段階ではないということですね。

15番委員

つまりざる法ですね。

事務局

それに関してはですね。ただ、許可する段階で20年先に収穫するようなものをその段階で許可相当とするのかという、そういう議論はあります。ただ、今回に限っていえば、平成35年という目標を掲げておりますので、極端な例ではございませんが、そういったところで目標設定をさせてもらっているような状況ではあると思います。

以上です。

1番委員

今のも多分そうだと思うんですが、20年という作物を選定してきてここに上げたら、ここでアウトにすればいい。

15番委員

今回みたいに、最初はこれを植えましたけれども、だめでした、次これを植えましたけれども、だめでした。目指しているんですけども、だめですという言いわけもできるよね。

1番委員

だから、それはもう最初に。入るときに押さえて。

15番委員

でも、現地見たでしょう、そのときよく見たって何があるかわからないよう

なところですよ、確かに。それを 。遊んでいる土地をやるんだからいいとは思いますが、本当にいいのかなというあれもあるんですよ。ただ遊ばせているんだらちゃんと利用させてもらったほうがそれはいいと思いますけれども。だったら、税金をもらったほうがいいんじゃない。

議長 　ただ、1つは、営農型という形になったのは、農地なので、農地転用が難しいということが前提にあるわけですね。営農型ならできるということで、その制度に沿った計画を立案したというのが実情だと思うんです。許可したときの。

15番委員 　わかるんですけどもね。どこで納得するかという話で。

議長 　営農型じゃないと、あの場所で太陽光はちょっとできない。

15番委員 　ただ税金が農地と同じだと。違うのかな。

1番委員 　多分違うと思いますよ。だって5条で転用になっている。

15番委員 　そうですね。

事務局 　税金に関してはちょっと詳細は把握していませんけれども、はしもとの基礎の部分の計算で出していて、それでその分だけは、そこだけ非農地。

15番委員 　確かに農振地区だって農業ができるとは限らないところがいっぱいあるので、そういうのはあると。

事務局 　会長が言われたように、では3年前どういう状況だったかというのと、ここは荒廃していた状況で、ではこれ、除外して恒久転用すればよかったんじゃないという話もあるんですけども、これだけの大規模になりますと、なかなかちょっと県を混えての手順で相当時間がかかるというところもあったと思います。なので、営農型というこういう発電が整備された、いわば走りというか最初だったと思います。こういう形になったということだと思います。

16番委員 　地元の人が納得しているからいいんじゃないか。

議長 　ほかにいかがですか。

ほかに意見ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、〇の〇の畑、〇〇さん、〇〇さん、所有権移転で駐車場用地という案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員 　7番、今井です。

今名前が出たように、譲受人、〇〇さん、譲渡人が〇〇さん。毎回じゃないんですけども、よく名前が出てくる人なんですけれども、本当にまだ出ます

なんて言われて。場所は、〇から東のほうへ200mぐらい、今、〇〇が農転のときに、去年の秋ですか、皆さんに見てもらったところなんですけれども、その左側をずっと通って抜けていったんですけれども、そこで下の大通りに出て、それからまた下っていくわけなんですけれども、この地番の〇の〇になっているんですね。〇の〇というのは、〇だったんですけれども、そこに道路があいたために道路の地番が〇の〇で、〇の〇というのは、譲受人もわからなかったし、また、譲渡人も知らなかったらしくて、測量したら出てきたということで、ちょうど〇〇さんのほうで、そのところを駐車場にしようということで、〇〇さんも買ってもらえるんだったらありがたいという話になって、今回のあれなんです。その駐車場にするので、面積27㎡しかないんですね。それだものだから、2人とも相続で受けたものですから、わからなくて、測量したら出てきたということなんですけれども、そのところへ駐車場で使いたいということで、〇〇さんが譲り受けたいという話でなったそうです。

今現在見てもらったように、それこそ何もつくっていない状態のところばかりなんですよね、全部。だから、この申請事案調査票なんですけれども、このことについて何ら問題なく大丈夫と判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。ただいま今井委員より説明いただきました。27㎡という本当に狭い畑ですけれども、たいというご説明でした。

この案件について質問、意見等ございましたら挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、議案第17号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

18ページをお開きください。

議案第17号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件24件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は賃貸借の通年4,301㎡、畑は賃貸借の通年2万30㎡、使用貸借の通年2万8,039㎡、合計5万2,370平方メートルです。貸し手は24戸、借り手は8戸でございます。設定期間は、田5年、畑1年、3年、5年、10年です。

20ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく申し上げます。

議 長

それでは、20ページから22ページまでありますので、目を通していただ

いて、意見等ありましたら発言願います。

いかがですか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、承認と決めます。

続きまして、議案第18号農用地利用配分計画案に関する意見について。

事務局よりお願いいたします。

事務局

23ページをお開きください。

議案第18号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので、意見を求める。

別紙記入事件10件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

番号1番、〇の田、群馬県農業公社からの案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

1番委員

1番、榎渕です。

場所は〇というところ、わかりますか、〇の駅裏の〇の前の〇〇の北東の方角になります。昨年まである方がつくっておられたんですが、つくれなくなりましたということで、〇〇さんの実家というか、その家に連絡がありまして、それで誰かつくれないかと探しておったんですが、なかなか手を挙げてくれる方がいなくて、結局、では中間管理機構に出そうかというような話になって出したらこのような手を挙げてくれる方がおられたようです。水田地帯で休んでいるところはないのですが、耕作していただけることは非常によろしいのではないかなと思っております。

それと、借り手のほうは私の地区でなくて、櫻井さんのほうにタッチと思っております。

2番委員

2番、櫻井です。

全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みというところなんですけれども、借りる人が〇の〇〇さんで、認定農業者でもあり、水田のほか畑は麦ということで、専業農家でやっています。ですので、水田も前にも2カ所同じように借りたということがあったと思うんですけれども、規模拡大をしているということで、見込みありということでもいいかなと思います。

3番の借受希望者への貸し付けの適否ということで、一生懸命やっている人なので、最適な人が借りたということではないかと思えます。

よろしく願います

議長

ありがとうございます。

今後、適切に農業をやっていただけるということで、承認でよろしいでしょ

うか。

(「はい」の声)

では、承認と決めます。

続きまして、番号2番、〇の畑、〇〇さんの所有の土地ですけれども、群馬県農業公社から〇〇さんへの案件です。担当委員さんの報告をお願いいたします。

4番委員

4番、高橋でございます。

場所は、〇の土地改良区、この前の農業委員会で換地処分が出たところですが、土地改良した場所です。今までは全部耕作放棄地だったところを土地改良して、〇〇さんにも協力していただいて、土地改良は終わりました。〇〇さんは〇に出ているので、農業ができないということで、一応公社に相談をするということだったんですけれども、〇〇さんが借りたいということで、〇〇さんが借りることに、一応公社を通じてなりました。〇〇さんについては、認定農業者でもあり、リンゴを一生懸命やっております、耕作は頑張っております、リンゴは常時作業しております、頑張っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

積極的に農業に取り組んでいるという報告でした。

承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、承認と決めます。

続きまして、番号3番から10番まで、〇の〇の畑は、群馬県農業公社から〇〇さんが借り受ける案件です。担当委員さんの報告をお願いいたします。

13番委員

13番、小池です。

4月29日に見にまいりました。ここは県道の〇の手前、後ろちょっとぐらいのところですね。そこを400m入って。借受人になれる方のすぐ裏ということと、ほど近いところで、借りていくには適している場所じゃないかというふうに思います。ほかの方が借りたところをその方がやらなくなったので、本人が借りるという話を聞いております。認定農業者でもありますし、非常に意欲的にやられています。牧草か飼料というふうに思います。調査事項につきましては、きれいに全く問題ない。特に意見があれば、聞いてと思いますけれども、問題ないようです。

以上です。

議長

ありがとうございます。

認定農業者もあり、積極的に農業に取り組んでいると。

11番委員

補足します。11番森下です。今小池委員から〇地区について現地調査の結果、私が〇地区のほうの番号でいうと7番から10番まで、現地調査へ行ってきました。特にここについては、7番、8番、9番については、今までは農業公社を通じてなくて、〇〇さんが相対で所有者としていたのを公社を通じてするという形でできかえるようです。それで、10番については、前、〇〇

さん以外の方が耕作されていたんですけれども、特にずっとそれ以前でその付近一帯の農地を借りて、全部その上の部分から下、そののところまで一帯全部〇〇さんがほとんどやっていてその周りを含めて全部トウモロコシを栽培しています。この10番についても昨年までは違う方が耕作していたんですけれども、本人に特に言って、所有者に確認をしたら、そういう話をして、書類をちゃんとしているから、今度〇〇さんのほうに貸すことになりましたと言っていますので、特に問題はないと思います。既にもう春先ですので、全部一体的にトウモロコシの播種が終わって、既にこのくらい伸びている状況です。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

今まで借りていたものの借りかえというご説明をいただきました。

ほかに意見があれば。

なければ承認と決したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、承認と決めます。

続きまして、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局お願いします。

事務局

28ページをごらんください。

協議事項・報告事項(1)、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上であります。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、6番のその他、ありますか。

12番委員

12番、河合です。

先月の会議のときに来期の推進委員の人数割があったと思うんですけれども、その後、地元に戻って、そういう話があるんですけども意見はありますかというのを聞いたら、うちのほうが東峰と塩原、今、農業委員1人、推進委員2人ということで、各、出しているんですけれども、それがこの間の提案だと、農業委員1人、推進委員1人というのが提案だったんですけれども、そういう形で、もし、なることになったらどうですかと意見を聞いてみたら、この配分ですと、東峰の立場、塩原の立場もあるんですけれども、ちょっと人数的に配分がちょっとまずいんじゃないかと。現状どおりの配分にしてもらえないかというような推進委員さんの意見でした。

事務局ではどういうあれで人数の、簡単に言えば、うちのほうの推進委員の減員ということだったんですけれども、その説明と今後どういった方針かというか、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

事務局

前回、草案ということで方針を使用させていただきました。あの草案には私はタッチはしていないんですが、前事務局長の段階で草案ということでつくら

せていただいたとっております。まだ確定ではないものですから、一応の農地面積を参考につくらせていただいた案ということで話を聞いておりますので、今後、皆さんのご意見を聞きながら、最終的なものをつくってあげたいというふうに考えております。

9月の議会にかけて正式に人数を確定したいなということで、今スケジュール的なもので考えておりますので、できれば9月の議会に間に合うような形でもう一度中身を確認させていただければと思っておりますので、ここでまだ決定ということではございませんので、皆さんのご意見を聞きながら、また再度そこは検討させていただいて、6月の審議でもう一回、また示させていただければというふうに考えておりますので、また後ほどと思います。

12番委員 推進委員が1名減というと、ちょっと今までの活動もやりづらいし。

事務局 ちょっと今高橋委員からお話あったんですが、町全体のトータルの農地の面積が減ったものですから、どうしても面積を基準に人数を決めていかなくてはいけないものですから、どうしても人数が減ってしまうということがあって、そんなところでやりくりをしたのが前回ということだったものですから、ちょっとそこは、どこかをやっぱり減らしていく必要が出てきたということがあるものですから、前回そういう格好でつくったので、もう一回ちょっとそこら辺はトータルを見ながら検討させていただければと思います。

12番委員 事前に人数と、協議してからでないかと、ただ人数が減ると言われて、ただ我々もそれに対応するだけなのか、ちょっとその辺事前に相談できるという時間なりあれがあったら、言ってもらいたいと思います。

議長 結局、総数は自動的に決まっちゃうわけですよ。基準が。

事務局 そうですね。農地の面積等で、100haに1人ということで決まっているらしいので、それで人数を合わせて決まってしまうので、それをどう割り振るかという。

議長 だから、それで全体の定数が決まって、その中でどこの地区に何人と配分をするときに、農地を勘案して、できるだけ推進委員さん1人当たりの作業量が偏らないようにという形で、どこを減らすかという話で聞かせてもらったんですけれども。

12番委員 それはそうだと思いますけれども、そういう希望というか要望を我々にすれば、我々は会議に来られるけれども、推進委員になれば、面積を維持なり確保していくにはやっぱり一生懸命考えている人にしてみれば、全然したことがない人間が推進委員1人になっちゃうと、塩原の人が東峰をみるのは今の現状ではまず、確かに、農業委員、推進委員が2人いたってたいへんなんです。ほかのところだって、みんなそういうような同じ悩みというか大変さを持っていると思うんですよ。100haに対して1人というような1つの提示してくるけれど、それに対しての人数割なんでしょうけど。

- 10番委員 ほかのところもそういう言い分が出てくるところもあるので、なかなか難しいんだけど、そういう意見が出るのは出ると思うんだけど、なかなか人数を減らされると、どこを減らすかということになると、面積的なものでなったりしたのだけれど。
- 12番委員 それは別にいいと思うし、それは何も言わないで、聞いてもらえないで、ただ、何がなんでも一人だという形で、やられても。
- 16番委員 面積的だけじゃなくて農家の数とか、そういうのも勘案しないと。
- 議長 面積だけじゃなくて筆数とか、見ているんですけども、皆さんに相談して、ただ、余り、おさまりがつかなくなっちゃいますから。
- 12番委員 推進委員を決めてやっているけれども、前、現場とか37、8人でやっていた。それだけでも、内容はたしかにたいへんだったけれどもそれはそれでいい。今度は両方で47人も人数がいるわけだね。そうしたら、余計ふえている。
- 議長 仕事量がふえているということもあるんですよ。
- 12番委員 1つの意見なので、推進委員からもそういう意見があったので、話をするよと言ったので、話を出しました。
- 15番委員 ちゃんとそれに対してこういうふうにやってきましたというのを出せば、納得がいく。ただ、決めたから面積割だ何かではわからないから。そういうのを出してくれば。
- 議長 ある程度何人減るといのは、確定するのかどうなのか。
- 事務局 いつかけるかにもよるんですけども、4月1日で面積を押さえて、それをベースに考えているということで、今回は。
- 議長 よろしいですか。担当地区ごとの担当委員さんの面積とか大分ばらつきがあるんですよ。ですので、皆さんにそれをオープンにして、見ていただいて、2人減るようならしようがないんじゃないかなというので了解をいただくほうがいいかなと思いますので、きょう資料等用意してありませんので、次回用意して、ちょっと時間かかるかもしれないんですが、いろいろ意見が出れば、一応、どこかで減らすという方法よりしようがないかなと。余り区わくをいじって行政区をまたぐ形になるとまたそれも難しいので、その辺、皆さんによく了解いただけるような形で資料を出したいと思いますので、次回、ちょっと時間が延長になると思いますけれども、そうしていただければ、よろしいでしょうか。そんな段取りで。
(「はい」の声)
では、そういうことで。

事務局

はい、わかりました。ある程度基礎となる数字を取りまとめさせていただいて、何がどうなっているのかを出させていただきます。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

〔午後2時50分〕